



事務局の皆さんは以下について留意願います。

1 外部発注時の工事請負業者の選定方法について

農地維持活動及び資源向上活動において、水路及び農道等の補修や更新が必要な時、地域の方々の自主施工には限界があり、工事専門業者をお願いしなければならないことがあります。

その際には、小額の場合を除き競争入札を実施することになりますが、困難又は不適當の場合には、指名競争又は随意契約となります。(交付金の使途に係る留意事項 P4 参照)

随意契約の場合でも3者以上の業者から見積りを徴収し、最も安価な業者と契約する必要があるります。

2 外部発注時の工事請負契約書参考例文について

工事請負業者を選定した後は、書面(工事請負契約書や請書など)を作成する必要があります。なお、工事完成後には次のことが重要となりますので留意してください。

- ① 水路や農道等を補修や更新した場合には、**その数量(延長や幅、大きさ等)と場所を活動組織は把握しておく必要**があります。これは、国や県及び市町村から確認を求められた際に対応できるようにするためです。
- ② 施設を更新した場合には、その完成した財産を管理者に譲与することになっておりますので、**「財産管理台帳」の作成とそれに対応した図面が必要**となります。
- ③ 図面には、施工箇所のほかに構造物等の規格や寸法が必要となりますので、工事請負業者に作成をお願いすることが最も適切な方法となりますので、**「特記仕様書」に明記することが必要**となります。

「工事請負契約書参考例文等」を作成したので参照してください。なお、各市町村で定めているものがある場合にはそれに準じてください。

詳細は、当協議会のホームページからダウンロードのうえ活用してください。

<http://www.iwatochi.com/kankyo/Style/20150901%20keiyakureibun/keiyakusyosikirei.html>

<主な添付書類>

- ① 工事請負契約書 (活動組織と工事請負業者で締結し2部作成)
- ② 特記仕様書 (水路等の規格や寸法及び完成図面の作成などを記載)
- ③ 工事費明細書 (水路等の補修や更新する延長等を記載)
- ④ 完成届 (工事請負業者から活動組織に提出させるもの)
- ⑤ 工事完成証明書 (活動組織が完成内容を確認し、工事請負業者に交付するもの)
- ⑥ 引渡書 (工事請負業者から活動組織に提出させるもの)
- ⑦ 請求書

3 作業機械の導入に当たって

農地維持及び資源向上活動において、**作業機械の導入を検討している組織については、事前に市町村又は当協議会にご相談**してください。

また、購入する場合には何点か比較検討した上で、判断することになりますので留意が必要ですし、**財産管理と目的外の使用禁止が条件**となります。**目的外に使用すると交付金の返還**となりますので留意してください。なお、汎用性のある機械（トラクター）などは、目的外には使用できませんので購入は避けるべきです。

<主な検討事項>

- ① 購入前（現在）は、どのような作業（人力又は借上げ機械）をしていて、なぜ、購入することとしたのか。
- ② 地域内外の農家等から借上げできないか。
- ③ その上で、使用回数、使用期間、レンタル料などの条件を比較し、購入が最も安価であるか。（比較する見積書は3者以上から徴収）
- ④ 購入台数は、年間の作業面積、作業日数、作業員数に基づき、1回当りの作業量と機械性能（能力）から算定しているか。カタログに10a当たり何分要するとか、1時間に何mできるとかが記載されていますので確認してください。
- ⑤ 購入後には、活動組織の日当等（人件費）の経費が削減できるか。

4 農政局検査の着眼点について

東北農政局では、毎年、活動組織を抽出して、次のような着眼点で検査をしています。

<主な着眼点>

- | | | |
|------------|---|--|
| 金銭出納簿、活動記録 | ⇒ | ①活動日及び活動時間と記載内容が合っているか。
②現金で管理していないか。
③外注作業の場合、検査確認記録はあるか。 |
| 領収書 | ⇒ | ①高額及び多量購入品は複数から見積を徴収しているか。
②領収書番号、品目や内容の記載、宛名、日付があるか。 |
| 長寿命化 | ⇒ | ①工事図面、工事写真、出来形書類が整備されているか。
②現地と出来形図面があっているか。
③完成度、速やかに管理者に財産譲与しているか。
④工事でヘルメットを着用しているか。 |
| 総会 | ⇒ | ①規約で定められた期間内に実施しているか。
②作業単価、役員報酬、旅費等は承認されているか。 |

5 県からのお知らせ（長寿命化予算）

資源向上支払交付金（長寿命化）に取り組む活動組織の皆様へお知らせします。

現在、平成27年度の資源向上支払交付金（長寿命化）は、事業計画で定めている額の50%を交付していますが、今後、追加交付を行い、事業計画で定めている額の**73%程度の交付**となる見込みです。

この追加交付金は、**10月下旬に県から市町村に交付**される予定です。その後、市町村から、順次、活動組織に交付されることとなりますので、お知らせします。

6 労務参加契約書の例文について

活動組織が**構成員以外の者に作業を依頼する場合には、書面での合意が必要**となります。また、活動組織は事故等に備え、傷害保険の加入も必要となります。

以下に、労務参加契約書の例文を作成したので参考としてください。

労 務 参 加 契 約 書

多面的機能支払推進交付金事業の活動に伴い、【活動組織名】（以下「甲」という。）と労務参加者【参加する個人名】（以下「乙」という。）との間で、以下の条項により労務参加契約を締結する。

記

第1条 労務参加期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとし、作業実施日は、別途、甲が連絡する。

第2条 作業場所は、岩手県〇〇市〇〇町〇〇地内とする。

第3条 作業時間は、原則として〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分とする。

（休憩時間 〇〇時から〇〇時）

2 作業工程の都合等により、作業開始時間の繰下げや、作業終了時間の繰上げを行う場合、別途、甲が連絡する。

第4条 【作業内容を記載】（例）水路設置、水路補修、草刈、泥上げ等

第5条 労務参加の対価は、1日当たり 金〇, 〇〇〇円 又は、1時間（実作業時間）当たり金〇〇〇円とする。

第6条 対価の支払は、労務参加期間終了後14日以内に甲が支払う。ただし、作業実績に応じて精算変更することがある。

第7条 労務参加期間の終了をもって本契約を解消する。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（甲）住所

〇〇活動組織

代表

印

（乙）住所

氏名

印

※ 第5条及び第6条は、労務費支払の場合のみ記載

【お問い合わせ先】 岩手県多面的機能支払推進協議会事務局

（岩手県土地改良事業団体連合会内）

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1

TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260